

令和7年8月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
7	専決処分について 専決第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報 の保護に関する条例の一部改正について	令和7年2月定例会において可決した「新潟県後 期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関 する条例の一部を改正する条例」について、条文 中の条例番号に誤りがあったことから、関係する 法律の一部改正の施行日まで、正しい条例番号 を付した条例をもって改正を行ったもの
8	専決処分について 専決第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時 間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢 者医療広域連合職員の育児休業等に関する条 例の一部改正について	人事院が行った「仕事と生活の両立支援の拡充」 により、超過勤務の免除の見直し及び介護離職防 止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周 知の強化等が行われること、また育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関 する法律の一部改正に伴い関連する条例の条項の 改正を行ったもの
9	専決処分について 専決第3号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後 期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生労働省からの事務連絡に基づき、マイナン バーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書 に関する周知広報を実施するため、所要の経費を 増額したもの 【補正前】 305,947,557 千円 【補正額】 53,895 千円 【補正後】 306,001,452 千円
10	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時 間、休暇等に関する条例の一部改正について	人事院規則の一部改正に伴い、仕事と育児の両立 支援制度の利用に関する職員の意向確認のための 措置等に係る規定を整備するもの
11	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休 業等に関する条例の一部改正について	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正 に伴い、育児部分休業の取得形態に、「1年につ き10日相当の範囲内」の形態を加えるなどのほ か、条例で引用する関係法律の条項を改めるな ど、所要の改正を行うもの
12	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】 1,875,551,553 円 【歳出決算額】 1,809,554,975 円 【歳入歳出差引額】 65,996,578 円
13	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	【歳入決算額】 297,869,321,026 円 【歳出決算額】 293,113,197,676 円 【歳入歳出差引額】 4,756,123,350 円

議案 番号	件 名	主な内容
14	令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	医療財政調整基金への積立金及び令和6年度市町 村療養給付費負担金等の精算に係る経費を補正す るもの 【補正前】 306,001,452 千円 【補正額】 4,964,928 千円 【補正後】 310,966,380 千円

議案第 7 号関係

専決処分について

専決第 1 号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部
改正について

議案第 7 号関係資料

議案第 7 号 専決処分について

専決第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

令和 7 年 2 月定例会において可決した「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、条文中の条例番号に誤りがあったことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行日までに、正しい条例番号を付した条例をもって改正を行ったもの

2 条例改正の概要

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う対応

法律の改正により、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載できることになったことを踏まえ、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法が新たに規定されたことから、所要の文言の整理を行うもの

3 専決処分とした理由

令和 7 年 2 月定例会後において誤りが判明し、改正法の施行日である令和 7 年 4 月 1 日までに所要の措置を講ずる必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により、令和 7 年 3 月 28 日付けで専決処分を行ったもの

議案第7号関係資料

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例</p> <p>令和5年2月14日 条例第8号</p> <p>例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例</p> <p>令和5年2月14日 条例第8号</p> <p>例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第2.9条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

新		旧	
第12条第1項から第12条第2項第1号	(略)	第12条第1項から第12条第2項第1号	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)	第38条第1項第2号	(略)
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)		(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	

新	旧
<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u> </u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u> </u>「代理人」と総称する。）は、本人に代</p>	<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下<u> </u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生<u> </u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会</u>の<u>保有する自己を本人とする保有個人情報</u>の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章</u>において「代理人」と総称する。）は、本人に代</p>

新	旧
<p>わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（開示請求の手数料及び費用負担）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 保有個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を情報公開条例第19条第2項の例により負担しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第31条（略）</p>	<p>わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（開示請求の手数料及び費用負担）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 保有個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）第19条第2項の例により負担しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第31条（略）</p>

新	旧
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相 当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相 当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「<u>利用停止請求者</u>」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「<u>開示請求等</u>」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する<u>情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「<u>利用停止請求者</u>」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「<u>開示請求等</u>」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する<u>情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定(「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。)、

第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。

議案第 8 号関係

専決処分について

専決第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 8 号関係資料

議案第 8 号 専決処分について

専決第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)

人事院が行った「仕事と生活の両立支援の拡充」により、超過勤務の免除の見直し及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等が行われたため、関連する条項の改正を行ったもの

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項の整理を行ったもの

2 条例改正の概要

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)

(1) 超過勤務の免除の見直し

職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大する(改正前は、3歳未満の子まで)

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例)

(2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認や職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備を行い、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援する 等

3 専決処分とした理由

令和 7 年 2 月定例会後に発出された人事院規則の一部改正の通知に伴い、令和 7 年 4 月 1 日までに所要の措置を講ずる必要が生じたため、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により、令和 7 年 3 月 28 日付けで専決処分を行ったもの

議案第 8 号関係資料

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 (第 1 条関係) 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>平成 19 年 3 月 1 日 条例第 16 号</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 7 条第 1 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することがで</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>平成 19 年 3 月 1 日 条例第 16 号</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 7 条第 1 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することがで</p>

新	旧
<p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができ、規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規程で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16号第1項に規定する要介護者のある職員が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略) (介護休暇)</p>	<p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができ、規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規程で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16号第1項に規定する要介護者のある職員が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略) (介護休暇)</p>

新	旧
<p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）<u>、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の出出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第18条の2 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2. <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する</u></p>	<p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）<u>、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の出出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

新	旧
<p>年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行うおうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(第2条関係) 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号関係

専決処分について

専決第 3 号

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 号関係資料

議案第 9 号 専決処分について

専決第 3 号 令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

【補正額】 53,895 千円 追加

【補正理由】厚生労働省からの事務連絡に基づき、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報を実施するため、所要の経費を増額したもの

【歳入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	103,132,122	53,895	103,186,017	特別調整交付金 53,895
補正されなかった款にかかる額	202,815,435	0	202,815,435	
歳入合計	305,947,557	53,895	306,001,452	

【歳出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,736,755	53,895	1,790,650	医療給付経費 53,895 通信運搬費 45,100 被保険者証等作成封入封緘業務委託料 8,795
補正されなかった款にかかる額	304,210,802	0	304,210,802	
歳出合計	305,947,557	53,895	306,001,452	

【専決処分とした理由】

令和 7 年 4 月 3 日付け厚生労働省事務連絡「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書に関する周知広報について」において、被保険者に対するリーフレットを本年 6 月中旬までに届けることとしており当該経費に係る所要額の措置について、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により、令和 7 年 4 月 16 日付けで専決処分を行ったもの

議案第 10 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 10 号関係資料

議案第10号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について

1 一部改正の理由

人事院規則の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する
職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するもの

2 条例改正の概要

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等
に関して規定する

附 則

(経過措置)

任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において
も、この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、
休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる
措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行
日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 施行日

令和7年10月1日

議案第 10 号関係資料

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例</p> <p>平成 19 年 3 月 1 日 条例第 16 号</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 18 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第 18 条の 2</u> 任命権者は、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例</p> <p>平成 19 年 3 月 1 日 条例第 16 号</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 18 条の 2 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 （略）</p>

新	旧
<p>第17号。以下「育児休業条例」という。)第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。</p> <p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 育児休業条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認する</p>	

新	旧
<p><u>ための措置</u></p> <p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、「介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第18条の4 (略)</u> (1)～(2) (略)</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、「介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員
の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その
講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 1 1 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 11 号関係資料

議案第11号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児部分休業の取得形態に、「1年につき10日相当の範囲内」の形態を加えるなどのほか、条例で引用する関係法律の条項を改めるなど、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

- ・採用する見込みがない短時間勤務職員（※）に関する規定を削除する
※短時間勤務職員とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条の4で規定する「定年前再任用短時間勤務職員」を指す
- ・育児休業法第2条第1項の条例で定める者について、引用する児童福祉法の条項等に齟齬があるため改める
- ・1日につき2時間の範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始め又は終わりとしていた条件を削除する
- ・部分休業の取得形態に、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことを加える
- ・部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定する

附 則

（経過措置）

育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 施行日

令和7年10月1日

議案第 11 号関係資料

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成 19 年 3 月 1 日 条例第 17 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）<u>第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 17 条並びに第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)</p> <p>第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 6 条の 4 第 1 号</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成 19 年 3 月 1 日 条例第 17 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）<u>の施行</u></p> <hr/> <p>を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) <u>育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)</p> <p>第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 6 条の 4 第 2 項</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意</p>

新	旧
<p>に反するため、同項の規定により、<u>同法第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p><u>第6条 削除</u></p> <p><u>第7条 削除</u> (育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)</p> <p><u>第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生じることとする。</u> <u>(1)及び(2) 削る</u></p> <p><u>第14条 削除</u></p>	<p>に反するため、同項の規定により、<u>同法第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親</u>であつて<u>養子縁組</u>によつて<u>養親</u>となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p><u>(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)</u></p> <p><u>第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> <u>(育児短時間勤務をすることができない職員)</u></p> <p><u>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。</u> (育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)</p> <p><u>第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</u> <u>(1) 過員を生じること。</u> <u>(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</u> <u>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)</u></p> <p><u>第14条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。</u></p>

新	旧
<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、<u>30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定による子を育てる場合の特別休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間</p>	<p>(部分休業)の承認)</p> <p>第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、<u>30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定による子を育てる場合の特別休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間</p>

新	旧
<p>又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)</u>の承認は、<u>1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき</u></p> <p><u>さ 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき</u></p> <p><u>時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分</u></p>	<p>又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>

新	旧
<p>に応じ、<u>当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に1.0を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とあり、同条第2号中「1.0」とあるのは「5」とする。

議案第 1 2 号関係

令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 12 号関係資料

議案第12号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
歳入決算額	1,875,551,553	1,237,748,941	637,802,612	51.5
歳出決算額	1,809,554,975	1,142,779,707	666,775,268	58.3
歳入歳出差引額	65,996,578	94,969,234	△28,972,656	△30.5

【歳入歳出差引額】 65,996,578円

令和7年度会計に繰り越して、共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算します。

【主な歳入】(決算書10頁、11頁)

- 分担金及び負担金 1,779,690,730円
 - ・後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費負担金
- 国庫支出金 342,000円
 - ・「意見を聞く場」の設置等に対する特別調整交付金
- 諸収入 549,589円
 - ・現金利子 ほか

【主な歳出】(決算書12頁から15頁まで)

- 総務費 1,808,496,268円
 - ・特別会計事務費繰出金 1,709,847,576円
 - ・派遣職員人件費等負担金 68,607,792円
 - ほか

議案第 13 号関係

令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について

議案第 13 号関係資料

議案第13号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
歳入決算額	297,869,321,026	286,478,581,555	11,390,739,471	4.0
歳出決算額	293,113,197,676	283,821,271,615	9,291,926,061	3.3
歳入歳出差引額	4,756,123,350	2,657,309,940	2,098,813,410	79.0

【歳入歳出差引額】 4,756,123,350円

令和6年度会計に繰り越して、市町村・国・県負担金等の返還により精算します。

【主な歳入】(決算書22頁から29頁まで)

- 市町村支出金(保険料等分・療養給付分) 55,150,750,753円
- 国庫支出金 100,676,466,072円
- 県支出金 25,011,097,317円
- 支払基金交付金 112,250,472,000円
- 繰入金 1,709,847,576円
- 繰越金 2,657,309,940円

【主な歳出】(決算書30頁から39頁まで)

- 総務費 2,188,694,359円
 - (1) 業務一般管理事務費 118,219,450円
 - ・派遣職員人件費等負担金 117,905,424円
 - ほか
 - (2) 医療給付経費 746,327,138円
 - ・被保険者証等作成封入封緘業務委託料 30,276,180円
 - ・レセプト2次点検業務委託料 60,981,540円
 - ・審査支払電算処理業務委託料 242,007,026円
 - ほか

- (3) 保険料賦課経費 1,187,880円
 - ・被扶養者情報提供料 1,187,880円
- (4) 電算システム経費 1,058,361,522円
 - ・稼動維持支援等業務委託料 109,669,560円
 - ・電算システム賃貸借 283,695,918円
 - ・次期標準システム関連経費 563,248,641円
 ほか
- (5) 医療財政調整基金経費 257,922,001円
 - ・医療財政調整基金積立金 249,509,948円
 - ・医療財政調整基金積立金（利子分） 8,412,053円
- (6) 医療費適正化推進事業経費 6,676,368円
 - ・ジェネリック医薬品差額通知郵送料 2,212,210円
 - ・ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 1,198,080円
 ほか

○ 保険給付費 286,821,916,325円

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
療養給付費	262,386,173,965	255,164,019,396	7,222,154,569	2.8
その他療養諸費	7,438,054,936	6,979,881,602	458,173,334	6.6
審査支払手数料	818,219,292	596,475,495	221,743,797	37.2
高額療養諸費	14,871,818,132	13,914,114,291	957,703,841	6.9
葬祭費	1,307,650,000	1,289,950,000	17,700,000	1.4
傷病手当金	0	50,157	△50,157	皆減
合 計	286,821,916,325	277,944,490,941	8,877,425,384	3.2

○ 保健事業費 1,075,075,949円

- ・健康診査業務委託料 653,336,010円

令和6年度		
計画人数(A)	受診者数(B)	受診率((B)/(A))
102,406	103,869	101.4

※受診者数には、過年度受診者の請求遅れの分も含まれます。

- ・歯科健診業務委託料 33,839,746円

- ・低栄養・重症化予防等業務委託料 12,274,331円
 - ・一体的実施委託料 271,032,505円
 - ・後期高齢者医療特別対策補助金 102,957,447円
- ほか

議案第 12, 13 号関係資料

【財産の状況】令和7年3月31日現在（決算書41頁）

○ 物品

- ・次期標準システムに係るミドルウェア（JP1製品群）
標準システムのクラウド化に伴い導入した統合システム運用管理ツールに係るミドルウェアライセンスです。
- ・次期標準システムに係るミドルウェア（SVF製品）
標準システムのクラウド化に伴い導入した帳票管理に係るミドルウェアライセンスです。
- ・次期標準システムに係るミドルウェア（COBOL製品）
標準システムのクラウド化に伴い導入した標準システムの稼働前提となるミドルウェアライセンスです。

○ 基金

- ・後期高齢者医療財政調整基金 6,074,569,435円
これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものです。

議案第 14 号関係

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第 14 号関係資料

議案第14号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【補正額】 4,964,928千円 追加

【補正理由】 医療財政調整基金への積立金及び令和6年度市町村療養給付費負担金等の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	56,618,019	103,158	56,721,177	療養給付費負担金 過年度分 (令和6年度実績精算分) 103,158
国庫支出金	103,186,017	52,824	103,238,841	高額医療費負担金 過年度分 (令和6年度実績精算分) 52,824
県支出金	25,638,855	52,824	25,691,679	高額医療費負担金 過年度分 (令和6年度実績精算分) 52,824
繰越金	1	4,756,122	4,756,123	前年度繰越金 4,756,122
補正されなかった 款にかかる額	120,558,560	0	120,558,560	
歳入合計	306,001,452	4,964,928	310,966,380	

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,790,650	850,731	2,641,381	医療財政調整基金経費 850,731 医療財政調整基金積立金 850,731
諸支出金	35,302	4,114,197	4,149,499	償還金（令和6年度実績精算分） 4,114,197 国庫負担金返還金 2,091,714 療養費給付費負担金 2,091,714 国庫補助金返還金 46,770 特別調整交付金 45,540 後期高齢者医療災害臨時特例補助金 (東日本大震災分) 7 (能登半島地震分) 377 社会保障・税番号システム整備費等補助金 846 県負担金返還金 697,239 療養費給付費負担金 697,239 市町村負担金返還金 494,453 支払基金返還金 784,021
補正されなかった 款にかかる額	304,175,500	0	304,175,500	
歳出合計	306,001,452	4,964,928	310,966,380	